

運転は、気くばり目くばり思いやり

春の全国交通安全運動

4月6日～4月15日

こどもも、四月六日から四月十五日まで、春の全国交通安全運動が実施されます。

この運動は、広く県民に交通安全思想、交通道徳を普及徹底し、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより、交通事故の防止を図るものです。

運動の重点

- 一、子供と高齢者の交通事故防止
- 二、二輪車の交通事故防止
- 三、シートベルト、ヘルメット着用

交通安全スローガン

運転は気くばり、目くばり、思いやり
(運転者向け)

危険です その信号の変わりばな
(歩行者、自転車乗用者向け)

自転車も、のれば車のなかま
(こども向け)



手をあげて横断歩道をわたりましょう。

本年最初の死亡事故発生

(新津警察署管内)

三月二十二日、午前十時三十分頃、新津市下興野地内の県道交差点で、青年の男性が普通トラックを運転中、徐行しないで交差点に差しかかり、右折しようとしていた自転車乗りのお年寄り(七十五才の男性)に衝突し、お年寄りの方は、同日夕刻、頭蓋内出血で死亡されました。

こどものとび出しには、常に注意してください。
○こどもの事故のほとんどが、帰宅後に起きています。こどもの遊び場所は安全な場所を選んでやり、道路や交通量の多い道路付近では遊ばせないようにしましょう。また、お子さんと一緒に外出したときは、安全教育の良い機会ですから実地教育に

交通安全家庭の日
四月十日(火)
今月のテーマ
「こどもを交通事故から守りましょう。」

心かけ、お子さんの手本になり、横断歩道の渡り方や、信号の見方などを指導してやりましょう。

歩行者は
○子供は大人のまねをしたがるものですから、大人が交通ルールを正しく守り、こどもの手本になりましょう。また、危ない歩行や遊びをしているこどもも、横断できなくて困っているこどもを見かけたら声をかけるか、手を引くなどして、安全を守ってやりましょう。

点検は防火のはじまりしめくくり 春の火災予防運動 4月1日～4月7日

春の火災予防運動が、4月1日から、4月7日までくりひろげられます。消防団では、午後8時に1点四點(●●●●)の半鐘を五回繰り返して鳴らしますので、火の元には十分注意してください。また、山菜とりのシーズンとなりましたが、山へ入る時はタバコなどの火の元に注意され、山火事の予防にご協力ください。

火災予防の条例が一部改正されました 4月1日施行

今回の改正は、近年科学技術が進歩したことにより、火気を使用する機器の種類も非常に多くなり、その構造も複雑になってきたことなどが原因で発生する火災を予防しようとする関係する主な改正点は下記の通りです。

1. 火気を使用する設備、及び器具を設置又は使用する場合、使用燃料別及び機器別に建築物の部分又は、可燃性の物品(燃え物)から安全な距離がこまかく定められました。
2. 火気を使用する設備の多様化及び複雑化に伴い、設備に属する排気管などの区別を明確にする排気管の安全確保が、火災の発生を防止するに重要な役割を担うことになりました。

詳細は消防署(分署へ) 係へどうぞ。
お願い
○犬の放し飼いは、絶対にやめて下さい。
○犬の放し飼いは、絶対にやめて下さい。
○犬の放し飼いは、絶対にやめて下さい。

春の狂犬病予防注射のお知らせ

口狂犬病予防法により、生後九十一日以上の犬は毎年一回の登録と、春秋一回の注射を受けなければなりません。(登録注射をしないものは三万円以下の罰金)

つきましては、左記により予防注射及び登録をして下さるようお願いいたします。

日時及び会場

- 四月九日(月)
- ・小須戸町役場
午前十時～十一時三十分
- ・天ヶ沢公会堂
午後一時～一時三十分
- ・矢代田公会堂
午後二時～二時三十分

○手数料 三、七〇〇円
(登録二、一〇〇円 注射一、六〇〇円)

○印かん及び愛犬手帳を持参。
○犬を制御できる人がつれてきて下さい。

○犬の引き取りについて
一度飼った動物は、家族の一員として、愛情をもって最後までめんどうをみてやるべきですが、大やねこでやむを得ず飼えなくなったものは、決められた日に動物保護管理センターが、引き取ります。

頭につき一、〇〇〇円です。
お問い合わせは、役場保健衛生

精神障害医療費を半額助成します

四月一日から精神障害者の医療費の自己負担額(半額)を町で負担することになりました。

対象者は受給資格の申請をする
ようお知らせします。
(対象者)
一、小須戸町に住民登録している者
二、社会保険各法の規定による被保険者(ただし生活保護法並びに精神衛生法第五条第一項の適用を受けている者を除く)
三、精神障害者、精神衛生法第三条に規定する精神障害者
ただし中毒性精神病患者、器質性精神病患者、神経症及び重度精神薄弱者(障害程度がAと判定されている者)を除く。
尚、申請される方は印鑑、保険証持参のうえ町民生活課保健衛生係へお問い合わせください。

無料法律相談

相談日 四月二十日(金)
午前9時30分～12時まで
会場 保健センター
保健指導室(役場二階)
相談員 古川兵衛弁護士
申込みは前日までに役場住民係(電話で)お願いします。申込み人数により、時間を変更することがあります。



停電のお知らせ

四月十二日(木) 午前8時～12時
大川前二の一部、本町一、新町一
新町二の一部、諏訪町一、雁巻町一の一部

四月十六日(月) 午前8時30分～12時
大川前二の一部、大川前三・四、本町三・四の一部

四月十七日(火) 午前9時～12時
矢代田二・三・四の一部

四月二十四日(火) 午前8時30分～12時30分
矢代田五・七・八・九・十・十一・十二・矢代田三・四・六・十三の一部

四月二十六日(木) 午前9時～12時
天ヶ沢二の一部 天ヶ沢一、鎌倉新田の一部

心配ごと相談

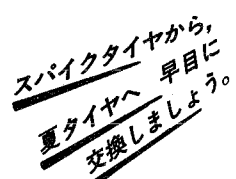
身のまわりには、様々な悩みごとがあるものです。
そんな時、相談員の助言によって解決されることもあります。
気軽にご利用ください。

場所 老人福祉センター
時間 午前10時～午後3時
※四月の相談日
三日(火)・十日(火)・十七日(火)・二十四日(火)

県からの お知らせ

県では、スパイクタイヤの使用に伴う道路の損耗や生活環境に対する影響が心配されることから「スパイクタイヤ不使用に関する実施要綱」を制定し、その趣旨の周知徹底に努めてまいりました。

県民の皆様におかれましても、この趣旨を十分御理解いただき春先のスパイクタイヤの装着の必要がなくなる時期には、直ちに夏タイヤに交換して下さるよう御協力をお願いいたします。



健康相談

妊婦及び乳幼児、その他健康についてお悩みの方を対象に健康相談を行っております。

発行日の お知らせ
四月二日(月)・九日(月)・十六日(月)・二十三日(月)
午前9時～午後4時
会場 役場保健センター
※毎月、月曜日は健康相談とともに妊娠届受付、母子手帳発行の日です。



交通事故移動相談所を開設します。

昭和五十九年度の交通事故移動相談所を左記のとおり開設します。相談のある方はご利用ください。

開設場所及び日程
●白根市民相談所
四月より毎月第二水曜日
ただし、十月は第三水曜日(十七日)
●新津市役所
四月より毎月第二金曜日
開設時間
午前10時より午後3時まで